別紙（郵送用）

外国籍のお客さまの口座開設時提出書類について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当行では外国籍のお客さまのご本人さま確認は、必ず「在留カード/特別永住者証明書」をもって行うこととしております。

郵送での口座開設のお申し込みにあたっては、下記のとおり、「在留カードまたは特別永住者証明書」のコピーに加え、在留資格に応じた確認書類をご提出ください。お客さまにはお手数をおかけいたしますが、何卒ご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

また、口座開設後の在留資格の変更や在留期限の到来、在留終了によるご帰国の際は、当行へご連絡いただき、更新後の在留カードのご提示や不要となる口座のご解約など、お手続きいただきますようお願い申し上げます。

なお、場合によってはご希望にそえないこともございますので、あらかじめご了承ください。

◆ 口座開設にあたりご準備いただく確認書類について

証明書類はいずれも有効期限内のもの、有効期限のないものは発行日から３ヵ月以内であること（在留カードは、在留期間満了日まで３ヵ月超あるもの）が必要です。

お客さまの在留資格（在留カードをお持ちの方に限ります）

- 永住権をお持ちの方 → A
- ・日本にある事務所に勤務（パート・アルバイト除く）
  または
  ・日本入国後6ヵ月以上経過 → A
- 法令上の非居住者となりスターワン口座は開設いただけません
- ・在留資格が以下のいずれかに該当
  「技能実習」
  「特定技能」
  「特定活動」*
  「文化活動」
  「留学」
  「研修」
  「家族滞在」 → A / B / C

*特定活動の種類が**「ワーキングホリデー」**の場合は、法令上の非居住者となり、居住者専用口座であるスターワン口座の開設はできません。

ご用意いただく確認書類（以下を同封・記入のうえ口座開設申込書とともにご返送ください）

A

□ **〔必須〕「在留カードまたは特別永住者証明書」の両面コピー**

〔ご注意〕
✓ お申し込み時点で有効かつ在留期間満了日まで３ヵ月超あるものに限ります
✓ ３ヵ月以内の場合は在留カード更新後にお申し込みください

□ **〔必須〕「住民票の写し」**
＊コピーではありません （発行日から３ヵ月以内のもの）

B

□ **就労先/ 就学先が確認できる書類のコピー**

（例）「社員証」「在籍証明書」
「健康保険証(資格確認書)」
「雇用契約書」「学生証」「在学証明書」 等

※「特定活動」の場合はパスポートと指定書のコピー
※「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」の場合は世帯全員記載の住民票の写し
※「定住者」の場合はパスポート、又は戸籍謄本

C

□ **「連絡先の届出書　兼　同意書」**

口座開設申込書裏面の「連絡先に関する同意事項」をよくお読みのうえ、「連絡先の届出」欄をご記入ください。
・連絡先について
「技能実習」「特定技能」「特定活動」「文化活動」「留学」「研修」
⇒勤務先、就学先（留学先）、団体等所属先の担当部署、担当者
「家族滞在」
⇒扶養者さま

TOKYO STAR BANK 東京スター銀行